

第77回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令ならびに定款に基づくインターネット開示事項

◆連結計算書類の連結注記表 …… P. 1 ～ 8

◆計算書類の個別注記表 …… P. 9 ～14

日本インシュレーション株式会社

本内容は、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.jic-bestork.co.jp>）に掲載することにより、株主のみなさまへご提供しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

J I C V I E T N A M O N E M E M B E R C O . , L T D .

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

J I C V I E T N A M O N E M E M B E R C O . , L T D . の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

国内会社は定率法、海外連結子会社は全て定額法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（4～6年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する補修費の支給見込額を過年度の実績に基づき計上しております。また、特定の工事については、補修費の個別見積額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 健康被害補償引当金

アスベスト（石綿）健康被害を受けた元従業員等に対する支払に備えるため、将来発生すると見込まれる補償額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については以下のとおりです。

① 建築関連事業

建築関連事業においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

耐火被覆材等の販売では、顧客からの注文に基づき製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

② プラント事業

プラント事業においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

けい酸カルシウム保温材等の販売では、顧客からの注文に基づき製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷

時に収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金利

③ ヘッジ方針

社内管理規定に基づき、金利変動リスクを回避する手段として、実需の範囲で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 工事契約に係る収益認識について

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない工事には工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

(2) 代理人取引に係る収益認識

商品販売に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにしたがっており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当連結会計年度の売上高が101,042千円、売上原価が101,042千円それぞれ増加しておりますが、営

業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度の期首より「受取手形及び売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は、当連結会計年度の期首より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約に係る収益認識

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|-------------------------|-------------|
| 一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益 | 6,658,586千円 |
|-------------------------|-------------|
- (注) 上記金額は原価回収基準により認識した収益を除いております。

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗に基づく収益を計上しております。なお、進捗度の見積りの方法は、発生した原価の累計額が工事原価総額に占める割合(インプット法)で算定しております。

工事原価総額等を見積りは、工事の完成引渡しまでに必要となるすべての工事内容に関する原価を見積って算定しており、工事着手後に工事内容の変更が生じた場合は、適時・適切に再見積りを行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した工事原価及び工事収益総額を見積りと異なった場合や、異なる結果になると見込まれた場合は、翌連結会計年度の完成工事高に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,186,988千円

- (2) 国庫補助金により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額 33,404千円

- (3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、2002年3月31日現在で保有する全ての事業用土地について「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号及び第4号の規定により再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△1,177,323千円であります。

- (4) 偶発債務

当社は、過去の建設現場においてアスベストに暴露し、これが原因で肺癌等の疾病に罹患した作業員及びその遺族等の集団による国及び建材メーカー多数を相手にした訴訟(建設アスベスト

損害賠償請求訴訟：国に対しては国家賠償責任を、アスベスト含有建材製造販売企業に対しては不法行為責任又は製造物責任を追及する訴訟)を提起されております。

当該訴訟は、各地方裁判所、各高等裁判所にて行われております。

なお、現時点において、当社の業績に与える影響は不明です。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度末における発行済株式数 普通株式 8,707,200株

(2) 配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	304,142	35	2021年3月31日	2021年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	321,522	37	2022年3月31日	2022年6月24日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、当社の与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に発行体（取引先企業）の財政状況を把握し、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金並びに設備支払手形は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は運転資金と設備投資に係る調達であります。一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額12,592千円)は、「①投資有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、完成工事未収入金、支払手形及び買掛金、工事未払金、短期借入金、未払法人税等及び設備関係支払手形は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①投資有価証券			
その他有価証券	355,636	355,636	—
資 産 計	355,636	355,636	—
②長期借入金	973,486	963,677	△9,808
(一年内返済予定のものを含む)			
負 債 計	973,486	963,677	△9,808

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	355,636	—	—	355,636

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	963,677	—	963,677

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。そのため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価については、取引先金融機関から提示された価格等によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は長期借入金の時価に含めて記載しております。

(収益認識に関する注記)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		
	建築関連	プラント関連	計
一時点で移転される財及びサービス	2,059,687	1,603,527	3,663,215
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	2,942,633	7,512,995	10,455,628
顧客との契約から生じる収益	5,002,320	9,116,522	14,118,843
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	5,002,320	9,116,522	14,118,843

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項
(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに
当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる
収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,760,111
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,979,046
契約資産（期首残高）	1,592,291
契約資産（期末残高）	1,265,936
契約負債（期首残高）	359,313
契約負債（期末残高）	174,392

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

- ① 当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額 3,338,771千円
- ② 残存の履行義務について収益が見込まれる期間は、以下のとおりです。
- | | |
|---------|-------------|
| 1年以内 | 2,930,820千円 |
| 1年超2年以内 | 312,743千円 |
| 2年超 | 95,207千円 |

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 1,390円23銭
- (2) 1株当たり当期純利益 131円84銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率等については四捨五入により表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 関係会社出資金

移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	2年～45年
構築物	4年～50年
機械及び装置	3年～19年
車両及び運搬具	2年～6年
工具器具及び備品	1年～20年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する補修費の支給見込額を過年度の実績に基づき計上しております。また、特定の工事については、補修費の個別見積額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑥ 健康被害補償引当金

アスベスト健康被害を受けた元従業員等に対する支払に備えるため、将来発生すると見込まれる補償額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については以下のとおりです。

① 建築関連事業

建築関連事業においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

耐火被覆材等の販売では、顧客からの注文に基づき製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

② プラント事業

プラント事業においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

けい酸カルシウム保温材等の販売では、顧客からの注文に基づき製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金利息

(ハ) ヘッジ方針

社内管理規定に基づき、金利変動リスクを回避する手段として、実需の範囲で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

- (二) ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 工事契約に係る収益認識について

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない工事には工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

(2) 代理人取引に係る収益認識

商品販売に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにしたがっており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の売上高が101,042千円、売上原価が101,042千円それぞれ増加しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「工事未収入金」は、当事業年度の期首より「工事未収入金」及び「契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は、当事業年度の期首より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

工事契約に係る収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益 6,658,586千円

(注) 上記金額は原価回収基準により認識した収益を除いております。

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類の「(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,116,096千円 |
| (2) 国庫補助金により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額 | 33,404千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債務 | 2,184千円 |
| (4) 保証債務
子会社である「JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.」の金融機関からの借入債務に対し、
16,000千円の保証を行っております。 | |
| (5) 債権流動化に伴う買戻限度額 | 110,000千円 |
| (6) 偶発債務
当社は、過去の建設現場においてアスベストに暴露し、これが原因で肺癌等の疾病に罹患した作
業員及びその遺族等の集団による国及び建材メーカー多数を相手にした訴訟（建設アスベスト損害
賠償請求訴訟：国に対しては国家賠償責任を、アスベスト含有建材製造販売企業に対しては不法行
為責任又は製造物責任を追及する訴訟）を提起されております。
当該訴訟は、各地方裁判所、各高等裁判所にて行われております。
なお、現時点において、当社の業績に与える影響は不明です。 | |

5. 損益計算書に関する注記

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上原価 | 89,659千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 139千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 営業外収益 | 682千円 |
| (2) 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 | 428千円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | | |
|----------------|------|---------|
| 当事業年度末における自己株式 | 普通株式 | 17,415株 |
|----------------|------|---------|

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	16,789千円
賞与引当金	85,429千円
未払法定福利費	12,860千円
完成工事補償引当金	5,157千円
工事損失引当金	2,876千円
健康被害補償引当金	32,610千円

貸倒引当金	15,310千円
減損損失	24,880千円
役員退職慰労引当金	52,867千円
関係会社出資金評価損	206,770千円
保険積立金評価損	12,461千円
投資有価証券評価損	10,250千円
その他	27,658千円
繰延税金資産小計	505,922千円
評価性引当額	△356,252千円
繰延税金資産合計	149,670千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△40,594千円
繰延税金負債合計	△40,594千円
繰延税金資産の純額	109,076千円
(再評価に係る繰延税金資産)	
土地再評価差額金	52,278千円
評価性引当額	△52,278千円
再評価に係る繰延税金資産合計	－千円
(再評価に係る繰延税金負債)	
土地再評価差額金	△423,143千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△423,143千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△423,143千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

- ① 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- ② 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.	ベトナム	155,093 百万VND	けい酸カルシ ウム系工業用 保温材の製造	直接 100%	債務保証等	債務保証等 (注)	126,000	－	－
							保証料等の 受入 (注)	682	－	－

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.の銀行借入（16,000千円、期間1年）と買戻保証（110,000千円、期間4年）につき、債務保証及び買戻保証を行ったものであり、年率0.4%の保証料を受領しております。

- ③ 兄弟会社等
該当事項はありません。
- ④ 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,395円43銭
---------------	-----------

(2) 1株当たり当期純利益	105円37銭
----------------	---------

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率等については四捨五入により表示しております。